

郡山市監査委員公告第9号

包括外部監査の結果に関する報告に対する措置の公表について

下記により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、郡山市長から別紙のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月28日

郡山市監査委員	相	樂	靖	久
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	廣	田	耕	一
郡山市監査委員	山	根		悟

記

- 1 令和8年3月27日 郡山市監査委員公告第15号 令和7年度包括外部監査

監 査 委 員

郡 山 市 長 椎 根 健 雄

監査の結果に関する報告等に対する措置の通知

監査の結果に関する報告等に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

包括外部監査

令和 7 年度

(令和 8 年 3 月 24 日報告)

監査の結果（指摘事項・意見）	
消防団詰所について 消防団車庫詰所は削減を目的とせず、最低限の安全性確保を前提とした再配置・複合化を進めることが望ましい。 消防団車庫詰所については、防災上の重要性を踏まえ、単純な縮小や撤退を行うのではなく、耐震性等の最低限の安全性を確保したうえで、防災倉庫等との複合化や周辺施設の機能を統括し権限を強化する中核化（拠点への集約化）を進め、機能の維持と運営の効率化を図ることが望ましい。 防災危機管理課	
措置	
消防団車庫詰所につきましては、消防団員数の減少等を踏まえ、令和 2 年度策定の「郡山市消防団再編計画」において、車庫詰所 189 棟を、令和 11 年度までに 147 棟にすることとしておりましたが、令和 2 年 4 月 1 日現在で 2,338 名であった団員数の減少が進んでいることから、令和 6 年度の地区隊長会議において郡山市消防団再編計画の見直しを決定したところです。 なお、令和 8 年度からは、機能別消防団員制度を導入したところであり、限られた人数での効率的な消防団活動に向けた車庫詰所等の適正配置及び耐震性等の安全基準を確保することを念頭に、地元消防団及び町内会等の意見を伺いながら再編に向けた検討を進めているところであります。	

監査の結果（指摘事項・意見）
公共施設マネジメントについて 公共施設については、施設類型ごとに評価軸を明確化し、戦略的再投資を伴う公共施設マネジメントを推進することが望ましい。 公共施設については、施設類型ごとに役割や特性が異なることから、同一の基準で評価するのではなく、更新・複合化・代替・撤退といった選択肢を含めた評価軸を明確化し、横断的な公共施設マネジメントを推進することが望ましい。 あわせて、施設再編（最適化）によって創出された財源や余剰空間については、単なる収支改善に留めるのではなく、郡山市の持続可能性を高めるための戦略的投資（例えば、産業構造の変化に対応したリスクリング環境の整備や、地域の実情に即した移動手段の確保など、市民の利便性向上に資する施策）へ優先的に配分することを検討されたい。 公有資産マネジメント課
措置
令和8年3月に策定した「第二期郡山市個別施設計画」では、施設の評価について、「サービス評価」と「建物評価」の二軸による「総合評価」を行い、施設ごとの今後の方向性を示しております。 このうち「サービス評価」については、施設類型ごとの役割や特性を踏まえ、稼働率や利用者数などの指標を用いた「定量評価」に加え、行政サービスとしての必要性や公益性などを考慮した「定性評価」を組み合わせ実施しております。 また、「サービス評価」と建物の残存価値等を評価する「建物評価」を組み合わせることによって、「A：継続」「B：建物更新」「C：サービス廃止」「D：廃止」「E：あり方検討」の5区分による総合評価を行い、長寿命化、更新、集約・複合化、廃止等を含めた施設方針を定めております。 さらに、公共施設の再編・整備等の最適化の推進にあたっては、令和8年4月に策定した「公共施設最適化ガイドライン」に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用しながら、市全体の交通政策や福祉政策との連携を図りつつ、市民サービスの維持や地域課題の解決に資する持続可能な公共施設の最適化に向けた検討を進めております。

監査の結果（指摘事項・意見）	
公衆便所について 公衆便所は更新を前提とせず、民間施設との協働による代替へ段階的に移行することが望ましい。 公衆便所については、更新費用に対する費用対効果が限定的であることや、民間施設による代替環境が整いつつあることを踏まえ、基本的に更新を行わず、老朽化に伴う自然減と民間施設との協定による代替を基本とする方向で整理することが望ましい。	
公園緑地課	
措置	
公共施設のトイレ（公衆便所）のうち公園トイレの更新につきましては、都市公園が担う災害時の防災機能（緊急避難場所）や地域住民への憩いの場の提供などの役割を損なうことのないように、「残すべき場所」と「整理可能な場所」を選別しながら、公園トイレの配置状況や利用頻度、公園周辺の代替可能な施設との調整も検討した上で、更新を前提とせずに廃止（自然減）、集約、部分補修など、公園トイレの在り方を整理してまいります。	

監査委員

郡山市教育委員会

監査の結果に関する報告等に対する措置の通知

監査の結果に関する報告等に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

包括外部監査

令和7年度

(令和8年3月24日報告)

監査の結果（指摘事項・意見）	
公民館は再編の最優先対象とし、「数」から「機能」への転換を進めることが望ましい。 公民館については、老朽化、過剰配置、利用率低下、更新費用の増大といった複数の構造的課題を同時に抱えていることから、統廃合や複合化を含めた再編を最優先で進め、施設数の維持ではなく、地域における機能の維持を重視した配置へ転換することが望ましい。	
生涯学習課	
措置	
本年3月に改訂した公共施設等総合管理計画では、人口減少・少子高齢化の進行、公共施設等の老朽化及び建築費用の高騰など複合的な課題に対して、持続可能な公共施設サービスを「次世代に負担を残さず、次の100年を引き継いでいく」ことを基本理念としております。 そのため、「選択と集中による『安全・安心』の確保」と「公共施設の最適化による『縮充』の実現」を基本方針としております。 本市の公民館は中央公民館1館、地区公民館14館、地域公民館26館、分館・分室58館、別館1館と、他の中核市と比べても多く設置されている状況です。本計画の具体的な対応方針を定めるため、同時期に策定した第二期個別施設計画においては、各施設の目的や役割、利用状況、建物の劣化状況、重要性等を考慮した施設評価を行い、各公民館を「継続29館」「あり方検討20館」「廃止51館」と分類いたしました。 主な検討の方向性としては、地区・地域公民館は地域の核となる「学校」や「行政センター」等との複合化を図り、分館・分室は本館等への集約化を基本としています。 今後、この施設評価に基づき、集約・複合化や廃止などの最適化を進めるにあたっては、各公共施設の目的や役割を踏まえるとともに、地域の皆様と個別具体的な話し合いを行い、地域の実情に応じた対応を図ってまいります。その上で、施設総量を「縮減」しながらも、バリアフリー化や脱炭素化などの機能を「充実」させる「縮充」の考え方にに基づき、地域に必要な機能の確保に努めながら進めてまいります。	